

## 愛川町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内における太陽光発電設備の設置を目的とした土地利用（以下「設置行為」という。）に関し必要な事項を定め、その適正な実施を誘導することにより、設置行為を行う区域（以下「設置区域」という。）及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、住環境への配慮と自然環境の保護に努め、近隣住民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備であって、土地に自立して設置されるものをいう。
- (2) 事業主等 設置行為を行おうとする者、設置区域に設置された各設備の管理を行う者及び設置区域の土地の所有者をいう。
- (3) 近隣関係者 次に掲げる者をいう。
  - ア 設置区域に係る土地に隣接する土地又は建築物の所有者、借主及び居住者
  - イ 設置区域に係る行政区
  - ウ 設置区域及び設置行為に関係する公共施設管理者その他町長が認める利害関係人

2 前項に掲げるもののほか、この要綱において使用する用語は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

### (事業主等の責務)

第3条 事業主等は、設置区域の選定に当たっては、あらかじめ法令等による規制、地形、地質、地盤等の土地条件、過去の災害記録、愛川町地域防災計画に掲載する災害危険箇所その他各種公表された災害危険想定地域の資料等、必要な情報を収集した上で、防災の観点から十分に検討し、設置行為に起因して災害発生を助長することが予想される区域については、設置区域として選定しないよう配慮しなければならない。

2 事業主等は、設置区域及びその周辺における自然の地形、樹木等を有効に利用するとともに、景観、文化財、周辺の土地利用の状況等に留意し、良好な自然環境の保全に努めなければならない。

3 事業主等は、設置区域周辺の住環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、近隣関係者と十分に協議し、良好な関係を保つよう努めなければならない。

4 前3項のほか、事業主の遵守事項に関する規定は、愛川町開発指導要綱（以下「開発指導要綱」という。）第4条を準用する。

(適用範囲)

第4条 この要綱は、愛川町の区域内において次に掲げる設置行為に適用する。

- (1) 次に掲げる土地を含む区域で行う設置行為で、発電出力が10キロワット以上のもの
    - ア 土砂災害防止法第7条及び第9条に規定する土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域
    - イ 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
    - ウ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項により指定された地すべり防止区域
    - エ 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
  - (2) 前号に規定する土地以外の土地で行う設置行為で、モジュール面積が1,000平方メートルを超えるもの
- 2 同一の事業主等が、既に完了し、又は実施中の設置行為に係る土地に隣接して設置行為をする場合については、これらを一の設置行為とみなしてこの要綱を適用する。
- 3 前項に規定される場合で、事業主等が異なる場合であっても、設置区域の従前の所有者が同一の場合等、敷地を分割（分譲）して行う設置行為とみなされるときは、これらを一の設置行為とみなしてこの要綱を適用する。
- 4 第2項に規定する「設置行為をする場合」とは、第6条の事前相談を行うことをいう。

(協議)

第5条 協議に関する規定は、開発指導要綱第6条第1項及び第2項を準用する。

- 2 開発指導要綱第6条第2項の協議書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 案内図
  - (2) 公図の写し
  - (3) 土地利用計画図
  - (4) 雨水排水処理計画図
  - (5) 計画縦横断面図
  - (6) 各種構造図
  - (7) 雨水排水処理検討書
  - (8) 設置区域内及び隣接する筆の土地登記簿全部事項証明書
  - (9) その他町長が必要と認めたもの

(事前相談)

第6条 事前相談に関する規定は、開発指導要綱第7条第1項を準用する。

- 2 開発指導要綱第7条第1項の基本計画書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 案内図
  - (2) 公図の写し
  - (3) 土地利用計画図（案）
  - (4) 計画縦横断面図（案）

- (5) 現況写真
- (6) 設置区域内及び隣接する筆の土地登記簿全部事項証明書
- (7) その他町長が必要と認めたもの  
(町土地利用調整委員会の審議)

第7条 事業主は、第4条に規定する設置行為を行うに当たっては、愛川町土地利用調整委員会の審議を受けなければならない。ただし、町長が特に認めた場合は、この審議を省略することができる。

(近隣関係者への周知等)

第8条 近隣関係者への周知等に関する規定は、開発指導要綱第9条及び第10条の規定を準用し、同第9条の近隣住民等及び同第10条の区長及び農業委員は、近隣関係者と読み替える。

(協議書の締結)

第9条 事業主は、第5条から前条までの手続を経た後、町長と協議書を締結するものとする。

(変更)

第10条 変更に関する規定は、開発指導要綱第12条を準用する。

(工事着手)

第11条 工事着手に関する規定は、開発指導要綱第13条を準用する。

(検査及び完了等)

第12条 検査及び完了等に関する規定は、開発指導要綱第14条を準用する。

(設置行為の廃止)

第13条 設置行為の廃止に関する規定は、開発指導要綱第15条を準用する。

(登記及び引継ぎ)

第14条 登記及び引継ぎに関する規定は、開発指導要綱第16条を準用する。

(瑕疵担保)

第15条 瑕疵担保に関する規定は、開発指導要綱第17条を準用する。

(災害等の防止)

第16条 事業主等は、設置行為により周辺地域に崖崩れ、出水又は土砂の流出による災害が生じないように、擁壁その他の土留施設等の設置について、安全上必要な措置を講じなければならない。

2 事業主等は、工事の休止又は廃止をしようとするときは、既に施工された工事によって周辺地域住民に被害を及ぼさないよう適切な措置を講じなければならない。

3 前2項のほか、災害等の防止に関する規定は、開発指導要綱第18条を準用する。

(生活妨害防止の措置)

第17条 事業主等は、当該設置行為に関し、運行する自動車等による近隣住民に対する生活妨害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(災害の復旧)

第18条 事業主等は、設置行為に起因して災害が発生したときは、町、関係機関及び近隣関係者と直ちに協議し、誠意をもって速やかに災害の復旧を行わなければならない。

(設置行為後の維持管理及び撤去)

第19条 事業主等は、設置行為の完了後において、常に設置区域及び設置行為に係るすべての設備の適正な維持管理に努めなければならない。

2 事業主等は、FIT法に基づく固定価格買取制度による固定価格買取期間終了後においても、引き続き適正な維持管理を行うものとし、太陽光発電設備の耐用年数経過後、又は耐用年数前に事業を廃止する場合は、遅滞なく当該設備の撤去等適正な処理に努めなければならない。

(埋蔵文化財)

第20条 埋蔵文化財に関する規定は、開発指導要綱第48条及び第49条を準用する。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、環境省が定める太陽光発電の環境配慮ガイドライン及びその他関係法令等の規定を順守すること。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、適用日以後に工事着工する設置行為について適用し、適用日前に工事着工した設置行為については、なお従前の例による。